

令和8年度大和市広告入り窓口用封筒無償提供者募集要領

この要領は、大和市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領（平成21年12月10日施行）に基づき、市役所市民課等の窓口で使用する広告入り窓口用封筒（以下「広告入り窓口用封筒」という。）の無償提供を希望する者（以下「無償提供希望者」という。）を公募するに当たり、募集の取扱等に関し必要な事項を定めるものです。

1. 無償提供していただくもの

来庁者が、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書などの持ち帰り用として利用する広告入り窓口用封筒

※ 必要に応じて来庁者が自由に利用するもので、市が利用を義務付けているものではありません。

(1) 予定枚数

①角形2号 28,500枚

②角形6号 123,000枚

※上記は、年間の使用見込み枚数であるため、この数量を超える枚数が必要となった場合は、追加で無償提供をお願いすることがあります。

(2) 仕様等

①封筒の材質

再生紙・白無地又は明るい地色のもの

②封筒の規格

角形2号（A4判用封筒）、角形6号（A5判用封筒）

③広告の規格

ア 市の業務内容等の掲載部分は、封筒の表面及び裏面それぞれの上部の概ね60%程度とします。

イ 広告の掲載部分は、封筒の表面及び裏面それぞれの下部の概ね40%程度とします。

ウ 広告の枠数は、表面及び裏面のそれぞれに1～2枠とし、色数は、任意とします。

エ 封筒に「この封筒は、広告主の協賛により寄贈されたものです。なお、広告内容については、直接広告主にお問い合わせください。」と表示してください。

※広告入り窓口用封筒の紙質・厚さ及び広告掲載等の詳細は別途協議いたします。

(3) 梱包

1束100枚ごとに区分し、角形2号、角形6号の種別で箱に入れて納品してください。

(4) 広告入り窓口用封筒の設置期間

令和8年7月から令和9年6月までの12か月間

(5) 広告入り窓口用封筒の設置場所

大和市役所本庁舎市民課・資産税課、渋谷分室、中央林間分室、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所、その他市長が指定する場所

(6) 広告入り窓口用封筒の納入場所及び納入期限

①納入場所は、上記の設置場所

②初回の納入期限は、令和8年6月25日（木）です。

※以後は、納入スケジュールを作成のうえ、4か月ごとに納入してください。

2. 応募方法等

(1) 広告入り窓口用封筒無償提供者の要件及び広告掲載基準

無償提供者の要件は、大和市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領及びこの要領を承諾し、履行できる事業者等であればどなたでもかまいません。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は除きます。

①市税等に滞納がある事業者

②本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている事業者

③民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者

④大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5条に掲げる暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者

⑤その他無償提供者として適当でないと市長が認める事業者

なお、広告主及び広告内容の基準については、大和市広告掲載に関する規則及び大和市広告掲載に関する基準の規定によります。

(2) 応募期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月15日（金）午後5時まで

(3) 応募方法

次号の提出書類一式を、郵送又は持参により次のところに提出してください。

なお、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

〒242-8601

大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市役所市民経済・にぎわい創出部市民課証明交付係

電話：046-260-5365 FAX：046-263-9549

(4) 提出書類

①広告入り窓口用封筒無償提供申込書

- ②商業登記簿謄本又は登記事項証明書（提出期限前3か月以内のもの）
 - ③納税証明書（直近事業年度の事業税及び住民税、提出期限前3か月以内のもの）
 - ④会社概要など事業内容の分る書類（個人事業主の場合は、事業主の身分証明書）
 - ⑤事業提案書
 - ⑥照会承諾書（大和市暴力団排除条例第7条の規定に基づく警察への照会についての同意）
- (5) 無償提供者の選定
- 提出された書類に基づき、現実性、業務実績、提案のコンセプト、提案事業者の信頼性等を総合的に評価し、1社（事業主）を選定します。
- なお、選定結果については、すべての申込者に対して文書で通知します。
- (6) 協定書の締結
- 無償提供者の決定後、広告入り窓口用封筒の無償提供に関する協定書を締結します。

3. 広告入り窓口用封筒の作製

- (1) 広告入り窓口用封筒の作製に際しては、広告主及び広告内容について、本市広告審査会の承認が必要となります。
- (2) 前号の承認にあたり、広告の内容等に修正、削除等の必要があると判断された場合は、無償提供者を通じて広告主に修正・削除等を求めることがあります。

4. その他

- (1) 無償提供希望者は、この募集要領、無償提供に関する取扱要領のほか大和市広告掲載に関する規則及び大和市広告掲載に関する基準を理解、了承のうえ、応募してください。
- (2) 提出された書類等は返却いたしません。

5. 問合せ先

〒242-8601

大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市役所市民経済・にぎわい創出部市民課証明交付係

メールアドレス sk_shimi@city.yamato.lg.jp

電話 046-260-5365

FAX 046-263-9549